

岩手県監査委員告示第28号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第6号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立盛岡農業高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年11月4日

イ 本監査実施日 平成22年12月15日

（3） 監査結果の公表の日 平成23年2月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の徴収に当たり、減免の取消し決定後相当期間経過してから調定しているものが1件、59,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業料減免の取消し決定後の減額調定が遅延したものであり、対策として複数の班員で相互チェックを図ることとした。
期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、20,027円、多く支給しているものが1件、107,071円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた勤勉手当、多く支給していた期末手当については、それぞれ平成22年12月15日に勤勉手当を追給し、期末手当を返納させた。 再発防止を図るため、担当者が算定したものを複数の職員が再計算し、相互チェック体制を整えた。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立宮古水産高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年10月27日

イ 本監査実施日 平成22年12月15日

（3） 監査結果の公表の日 平成23年2月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の徴収に当たり、減免の決定後相当期間経過してから減額調定しているものが3件、227,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業料減免決定後の減額調定が遅延したものであり、対策として正副担当に限らず事務室全体で相互チェックを図ることとした。